

## 第 26 号議案

中野区区民活動センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 30 年 3 月 5 日

提出者 中野区長 田 中 大 輔

(提案理由)

東中野区民活動センターの位置を改めるとともに、同センターに置く施設及びその使用料を定める必要がある。

## 中野区区民活動センター条例の一部を改正する条例

中野区区民活動センター条例（平成23年中野区条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1中野区東中野区民活動センターの項中「東京都中野区東中野四丁目25番5-101号」を「東京都中野区東中野五丁目27番5号」に改める。

別表第2中野区東中野区民活動センターの項を次のように改める。

中野区東中野区民活動センター	洋室一	500円	700円	700円
	洋室二	500円	700円	700円
	洋室三	400円	600円	600円
	洋室四	400円	600円	600円
	調理室	900円	1,200円	1,200円
	多目的室	1,400円	1,900円	1,900円

### 附 則

- この条例は、平成30年5月28日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の別表第2中野区東中野区民活動センターの項の規定は、施行日以後の中野区東中野区民活動センターの施設の使用に係る使用料について適用する。
- 施行日以後の中野区東中野区民活動センターの施設の使用に係る中野区区民活動センター条例第7条の規定による使用の承認、同条例第8条の規定による使用の不承認、同条例第9条の規定による使用の承認の取消し等、同条例第10条の規定による使用料の納付及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。